

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 平成十一年四月十三日

○第四百四十五回 衆議院會議録 第二十二号

平成十一年四月十三日(火曜日)

議事日程 第十五号

午後一時開議

第一 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第二 平成八年度特別会計予算總則第十四条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第三 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第四 平成九年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第五 平成九年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第六 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第七 平成九年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

第八 平成九年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

第九 平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

○本日の會議に付した案件

日程第一 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第二 平成八年度特別会計予算總則第十四条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第三 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第四 平成九年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第五 平成九年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第六 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第六 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第七 平成九年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第八 平成九年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第九 平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれまして議員を紹介いたします。

第百三十番、東京都第二区選出議員、中山義活君。

(中山義活君起立、拍手)

第百五十四番、東京都第十五区選出議員、木村勉君。

(木村勉君起立、拍手)

第四百七十六番、静岡県第八区選出議員、塩谷立君。

(塩谷立君起立、拍手)

日程第一 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第二 平成八年度特別会計予算總則第十四条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第三 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第四 平成九年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第五 平成九年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第六 平成九年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

新議員の紹介 平成八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)外八件

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

平成八年度一般会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めめるの件)外八件 住民基本台帳法の一部を改正する法律案についての野田自治大臣の趣旨説明

二

調査及び各省各庁所管使用調査(その2)
(承諾を求めめるの件)(第百四十二回国会、内閣提出)

日程第七 平成九年度特別会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その2)
(承諾を求めめるの件)(第百四十二回国会、内閣提出)

日程第八 平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額總調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めめるの件)(第百四十二回国会、内閣提出)

日程第九 平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めめるの件)
入組入れに関する調査(承諾を求めめるの件)

議長(伊藤宗一郎君) 日程第一ないし第九に掲げました平成八年度一般会計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めめるの件)外七件及び平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めめるの件)の九件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長 原田昇左右君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(原田昇左右君登壇)
○原田昇左右君 ただいま議題となりました各件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、予備費等の各件について申し上げます。これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものであります。

まず、平成八年度の予備費等でありましたが、一般会計予備費は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等二十五件で、その使用総額は千九百八十六億二千三百万円余であります。

また、特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の四件で、その経費増額の総額は百六十七億九千五百万円余であります。

次に、平成九年度の予備費等でありましたが、一般会計予備費(その1)は、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に必要な経費等四件で、その使用総額は十二億三千五百万円余であり、(その2)は、雇用保険の求職者給付及び雇用継続給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費等七件で、その使用総額は二百八億九千五百万円余であります。

また、特別会計予備費(その1)は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における返還金の調整勘定へ繰り入れに必要な経費等二特別会計の三件で、その使用総額は二百二十二億三千三百万円余であり、(その2)は、労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付金の不足を補うために必要な経費で、その使用額は二百九億七千万円余であります。

また、特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額(その1)は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税等譲与金に必要な経費の増額等七特別会計の十件で、その経費増額の総額は七百五十一億九千八百万円余であり、(その2)は、道路整備特別会計における産業投資特別会計へ繰り入れに必要な経費の増額等三特別会計の三件で、その経費増額の総額は百一十二億九千万円余であります。

第二に、平成九年度の決算調整資金から一般会計へ繰入組入れについて申し上げます。これは、決算調整資金に関する法律の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものであります。平成九年度におきましては、租税収入の減少等により、一般会計の歳入歳出の決算上、一兆六千七百七十四億千三百万円余の不足を生ずることになりましたので、これを補てんするため、同資金からこれに相当する金額を平成九年度の一般会計の歳入に組み入れたものであります。

委員会におきましては、昨十二日これらの各件を一括議題とし、宮澤大蔵大臣から説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、平成八年度一般会計予備費、平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額、平成九年度一般会計予備費(その1)及び平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額(その1)の四件は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、平成九年度の決算調整資金は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、平成九年度の決算調整資金は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一ないし第三、第五及び第九の五件を一括して採決いたします。

五件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、五件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第四及び第六ないし第八の四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、第百四十二回国会、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣野田毅君。

(国務大臣野田毅君登壇)

○国務大臣(野田毅君) 住民基本台帳法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきましては、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第一に、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加えることとし、市町村長は、住民票に、転入した住民については転入前の住民票コードを、初めて住民票が作成される住民については全国を通じて重複しない住民票コードを記載することとしております。

また、住民は、住民票コードの記載の変更請求をすることができるとしてあります。

第二に、住民は、住所以外の市町村長に対し、自己または自己と同一の世帯に属する者の住民票の写しの交付を請求できるものとしております。

また、住民基本台帳カードの交付を受けている

住民については、住所異動をする際に、転出地の市役所や町村役場に出向いて転出証明書の交付を受けることを不要にする手続を設けることとしております。

第三に、市町村長は、住民票の作成などを行ったときは、本人確認情報として、その住民票に記載された氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を都道府県知事に電気通信回線を通じて通知するものとしております。

都道府県知事は、別表に掲げる国の機関等から別表に掲げる事務の処理に際し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、本人確認情報を提供することとし、一定の場合に本人確認情報を提供することとし、さらに、みずからの事務の遂行のために本人確認情報を利用することができるとしてあります。

また、都道府県に、本人確認情報の保護のための審議会を置くこととしてあります。

第四に、都道府県知事は、自治大臣の指定する指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることができることとし、これを行わせる際には、市町村長から通知された本人確認情報を電気通信回線を通じて指定情報処理機関に通知することとしてあります。

また、指定情報処理機関に、本人確認情報の保護のための委員会を置くこととしてあります。

第五に、市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び本人確認情報の受領者である国の機関等について、本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じることが義務づけ、また、定められた目的以外での本人確認情報の利用または提供を禁止するとともに、本人確認情報の電子計算機処理等に從事するこれらの職員に対し本人確認情報に関する秘密保持義務を課し、これに違反した場合に、通常の公務員の秘密保持義務違反よりも重い罰則を科すこととしてあります。

また、民間において住民票コードが利用される

ことを制限するため、住民票コードを告知することを求めている旨の規定を設けております。

特に、契約に際して住民票コードの告知を要求することや、住民票コードの記録されたデータベースを構成することを禁止し、これらに違反した場合に、都道府県知事が勧告、命令を行うことができることとし、命令違反について罰則を科すこととしてあります。

さらに、自己の本人確認情報の開示と苦情処理についても、所要の規定を設けることとしてあります。

第六に、住民は、市町村長に対し、氏名や住民票コードが記録された住民基本台帳カードの交付を求めることができるものとし、市町村は、この住民基本台帳カードを、条例で定める独自の目的のために利用することができることとしてあります。

最後に、本人確認情報の提供を受けることのできる国の機関等やその事務、都道府県知事が本人確認情報を利用することができる事務などを別表に掲載することとしてあります。

以上が、住民基本台帳法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明に

対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。葉山峻君。

(葉山峻君登壇)

○葉山峻君 民主党を代表いたしましたして、衆議院に提出された住民基本台帳法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

政府提出の住民基本台帳法の一部改正案は、住民基本台帳ネットワークシステム導入のための法

改正であります。

住民基本台帳ネットワークシステムとは、住民基本台帳を基礎にして、全国民に漏れなく十けたの住民票コードという名の統一番号をつけ、氏名、住所、性別、生年月日の四情報とともにコンピュータに入力して、それを、新たに設置する全国オンラインセンターに専用回線で結んで管理しようとするものであります。同時に、IC仕様のカードを発行して、個々人に持たせ、身分証明書として利用する計画でもあります。

このような住民基本台帳ネットワークシステムが一たん導入されれば、私たちの生活は根本的に変わってまいります。赤ん坊からお年寄りまで、全国民が番号によって情報を管理され、番号なしには生きていけない社会が到来すると言つて過言ではありません。

自分のコード番号を覚えられない人や、幼児や高齢者はどうするの。全国民の個人情報やコンピュータで一括管理して、危険はないのか。個人のプライバシーはもとより、日本全体の情報がねらわれることはないのか。まさに、人間の尊厳と基本的人権とプライバシーにかかわる重大な問題であり、国民的な議論と、慎重な上にも慎重な審議が必要で大問題であります。(拍手)

余りにも多くの問題点をはらんだ改正法案ですが、以下の点に絞って、総理並びに自治大臣に質問をしたいと思つております。

第一に、住民基本台帳は全国民を網羅するものであり、そのすべてに住民票コードという重複しない番号をつけることは、国民登録制度にはかなりません。改正案には、住民票コード番号を用いて行う、各省庁ごとの行政が別表の形で列挙されており、省庁間統一番号として使用されることになっております。つまり、住民票コードは、他省庁が幅広く共通番号として使用することになります。

既にさまざまな番号が生活の中に普及している社会であっても、それらは、例えば社会保険番号

であったり、運転免許証であったり、学生証であったり、それぞれ用途の限られたものであります。また、地域によっては、地域内での多目的な使い方を試みて、それなりの成果を上げているところもあります。

しかし、共通番号導入は、そうした従来の用途別番号や地域内番号とは本質的に違つて。今日、納税者番号については議論のあるところであります。それがそれで別に、納税目的に限定した議論をすべきなのであります。恐れもなく共通番号制の導入に踏み切ることが、軽率のそしりを免れません。国民総背番号制度に直結する危険なものと憂慮する声が市民から上がり、識者や日弁連などからも、法改正に反対する意見書が出されているゆえんであります。

第二に、個人情報保護の不備であります。法案では、市町村が新たに設置されたコンピュータで住民台帳を管理し、ネットワークの部分を都道府県及び全国センター機能を果たす指定情報処理機関が担当するとしてあります。端末は、全国津々浦々まで設置されることになるのであります。そのすべてにわたってセキュリティが保たれるという保障が、果たしてあるのでしょうか。

法案では、専用回線をつなぐとしていますが、専用回線であっても、データを盗むことなど技術的には簡単だということ、もはや常識であります。ネットワーク化された情報の漏えいや盗用があった場合、それが市町村側で行われたのか、都道府県側なのか、指定情報処理機関側で行われたのか、追跡調査はほとんど不可能だと専門家らは言っております。

法案では、データの漏えいを防ぐ万全の措置をとると言いつながら、他方で、電算機処理業務を外部に委託することができるとしてあります。データ処理の外部委託によって、個人情報に関係者によって持ち出される危険性が大きくなるのは自明のことです。

いわゆるハッカー犯罪やクラッカー犯罪は日々増大しており、遠い国の何者かが何カ国をも経由して、わずかなすき間から忍び込むなど、その手口もまさにグローバルなものとなっているのであります。一九九六年のアメリカの会計検査院の報告では、アメリカの国防総省に対するコンピュータ攻撃は、年間二十五万回にも及び、そのうちの六五％は侵入に成功しているという、驚くべき数字が挙げられています。

被害は個人にとどまらず、全国民の情報を短時間に吸い出されてしまうという国家的被害を受けることも、絶対ないと言い切れるでしょうか。安全保障上も大問題であります。

総理と自治大臣は、個人情報保護がこれで本当に問題ないと思っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

第三に、利用範囲の歯どめが不明確なことで、民間利用への禁止に何の歯どめもないことでもあります。

法案には、本人確認情報の提供を受けた者に対して、目的外利用をしてはならないと単に規定するだけで、使用済みの本人確認情報の消去も規定せず、提供目的違反に対して刑罰の定めもなく、国民の側からの中止請求権もないのであります。

データベース構築についても、一応、「他に提供されることが予定されているものを構成してはならない」と書くものの、違反者が反復して違反するおそれがあるときは中止勧告、勧告に従わなければ罰則というような生ぬるさであります。罰則の中身も不明、これでは事実上、野放しになるのであります。このようないまいいさの中に、将来のデータ結合の意図が見えたと指摘せざるを得ません。(拍手)

第四に、膨大な経費がかかる点であります。ネットワークシステムの維持・管理、更新には、自治省が少な目に見積もった試算でも、初期投資四百億円、年間経費二百億円もかかるのであります。

以上、将来のデータ結合など全く考えておらず、改正案のように、一部の行政機関が本人確認などの限られた分野にしか用いないとすれば、これは大きなむだ遣いでありまして、国民へのサービス向上という点についても、ほとんどメリットはありません。あるのは行政にとつての便利さだけでありまして、自治省が利点と宣伝する住民票の写しの広域交付も、実際には本籍表示を除く写しだけであり、運転免許証やパスポート申請に必要な本籍表示入りの写しは交付されないものであります。費用対効果の面からも、このような無謀な計画は、行革が求められ、また財政再建、立て直しが叫ばれている時代に、許されることではありません。

以上について、総理はどのようにお考えか、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

第五に、カードの問題点であります。住民基本台帳カードの交付は、任意の本人申請とされていますが、転入転出届の簡素化が、カードを持つ者にだけもたらされる例のように、カードの所持の有無によつて、サービスの受け方や内容に差別が生じることが考えられます。さらに、行政側が本人確認のためにカードの提示を求めるようになれば、事実上はカード保有の強制、ひいては、国内版パスポートのように常時携帯の義務までエスカレートしないという保障は何もないのであります。

また、身分証明書としてそのカードを使用していくと言いますが、果たしてカード提示者が当人であるという確認が本当にできるのかどうか、疑問であります。

IC内蔵のそのカードには、八千字を書き込める容量があります。四情報とコード番号以外は書き込まない自治省は強調し、法案でも一応そうなっています。将来は何を書き加えるのか、どこまで範囲を広げるのか、不明であります。血液型、DNAを含む病歴、犯罪歴、所得、資産額などなど、カード内の記憶領域は自治体ごとの活用ができるようになっていきますが、その点についても、国民総番号制につながるの批判を恐れず、はつきりしないままでありまして、

ICカードの導入については、番号先進国でも、断念もしくは慎重であります。

韓国では、軍事政権時代に国民総番号制が実施され、カードの常時携帯が義務づけられていたが、紙のカード、一部はプラスチックが、ICカードにかえられようとするこの危険性に気づいた市民運動と、電子カード化反対を大統領選挙の公約に掲げて当選した金大中政権の誕生によつて、このほど住民カード電子化法案を葬り去つたのであります。

先月、私は、有志の国会議員と視察団を組んでソウルに出かけ、国会議員や市民運動の方々に話を聞いてきました。日本のような民主主義の国がこのような危険な制度を導入することはまさかないでしょうねと言われて、答えに窮しました。

小淵総理、日本政府はなぜ、この自治省の無謀な構想を採用しようとするのか、このカードには全く危険性がないと思っておられるのか、お答えをいただきたい。

最後に一つ、私が強調しておきたいことは、この法改正によつて政府がつくり上げようとしている住民基本台帳ネットワークシステムが、情報の極めて高度な国家管理であり、昨今、国を挙げて推進しようとしているはずの地方分権に真っ向から逆らうものであるという点であります。

そもそも、現行の住民基本台帳制度は、市町村において住民の居住関係を公証し、住民に関する記録を正確かつ統一的行うためのものであり、国の行政機関が住民基本台帳を他の目的に使用することを認めたこの改正案は、法律の目的に抵触し、逸脱していると言わざるを得ません。

住民基本台帳の事務は、本来、地方自治体の固有事務であります。地方から要望が上がつていないにもかかわらず、また、改正案の提出に当たって、当事者である地方自治体に説明も事情聴取も

していないのは、地方自治の軽視も甚だしいと、市長経験者の私は憤りを禁じ得ません。

既に九〇％を超える市町村で住民情報の電算処理が進んでおり、それぞれに工夫したシステムができ上がっています。そこへ国が口出しをして、唐突に一連番号を振れと命じるのは、国家の中央管理であり、まことに理不尽なことではありませんか。一九七〇年代から三十年近くの間に、全国の四割を超える自治体で個人情報保護条例がつけられています。その中には、外部とのオンライン結合禁止事項を盛り込んだ条例も数多くあるのです。今回の法改正は、そのあり方を否定するものであります。

総理並びに自治大臣、これが地方分権の推進に逆行しないと言い切れるのでありましょうか。この点への答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 葉山峻議員にお答え申し上げます。

個人情報保護についてお尋ねがありました。住民基本台帳ネットワークシステムでは、法律上、本人確認情報について、提供先、利用目的の限定、目的外利用の禁止、安全確保措置義務及び秘密保持義務に関する規定を設けることとし、また、技術上も、専用回線上の本人確認情報の暗号化、通信先のコンピュータとの相互認証、蓄積されているデータへの接続制限など、十分な保護措置を講じていることとしております。

本人確認情報の利用の歯どめについては、本人確認情報を利用することのできる分野を、法律で明確に定める公的な事務を遂行する場合、いわゆる公的部門に限定するとともに、住民票コードの民間部門における利用を法律で禁止いたしてありまして、本人確認情報の利用範囲や民間利用の禁止は明確になっているものと考えております。

行革等が求められている時代における費用対効

果についてお尋ねですが、このシステムを導入することによりまして、国、地方を通じた行政改革、住民の負担軽減、サービス向上等を一層推進することが可能となります。したがって、国、地方ともに厳しい財政状況の中におきまして、このシステムを導入していくだけの価値は十分あるものと考えております。

住民基本台帳カードの危険性等についてのお尋ねであります。

このカードは、住民の任意の請求に基づき発行されるものであり、その交付を受けない場合でも、従来どおりの行政サービスを受けることが可能であることから、カードの所持、携帯が義務づけられることはないのであります。また、ICカードの特性を生かして、個人情報保護措置を十分に講ずることとしております。

このシステムが地方分権に逆行することのお尋ねであります。このシステムは、国が本人確認情報に関する事務を執行するものではなく、また、都道府県知事の委任により、事務処理の効率性、正確性の確保のために指定情報処理機関に事務を担わせるものであります。したがって、このシステムは、市町村と都道府県が連携して構築するものでありまして、地方分権の推進に資するものであると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇)

○国務大臣野田毅君 総理から基本的な点についてお答え申し上げましたので、自治大臣として幾つかの点について加えさせていただきます。

まず、国民総背番号制度との関係についてのお尋ねでございます。

このシステムは、住民基本台帳を基礎とした地方公共団体共同の分散分権的なシステムであること、保有情報は、本人確認のための氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及び付随情報のみであるということでございますので、国民に付し

た番号のもとに国がさまざまな個人情報を一元的に収集管理する国民総背番号制とは異なるものでございます。

次に、個人情報保護についてのお尋ねでございます。まず、電算処理業務の外部委託に関しては、電算処理業者は、本人確認情報の漏えいを防止するための安全確保措置を講ずることを義務づけるとともに、電算処理に従事する者についても、通常よりも重い罰則により担保された秘密保持義務を課しており、個人情報は適切に保護されるものと考えております。

また、費用対効果についてのお尋ねでございます。

このシステムの導入効果として、数値化可能なものだけを一定の仮定のもとで、節減時間や人件費などにより試算をしました場合、毎年、行政側で約二百四十億円、住民負担の軽減として、住民票の写しの広域交付、各種行政における住民票の写しの添付の省略などで、約二百七十億円を見込んでおります。

住民基本台帳カードの危険性などについてのお尋ねでございます。

ICカードは、カード内の情報が外部の者に読み取られたり、カード自身を偽造されたりすることがないようにするため、情報を暗号化して記録できるなど、現行技術上、セキュリティ確保機能が高いという特性を有しております。各市町村においては、条例の定めるところにより、希望する住民に対し、条例に規定する目的のためにこのカードに付加情報を記録し、利用できることとしております。

住民基本台帳ネットワークシステムが地方分権に逆行することのお尋ねがありました。

このシステムは、市町村の情報化への取り組みや、全国市長会、全国町村会からの要望などを踏まえて、市町村が住民基本台帳制度を運営するという制度の基本的枠組みを変更することなく、全国的に市町村の区域を越えた本人確認ができるよ

うな仕組みを付加するものでありまして、地方分権の推進に役立つものと考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 榊原敬悟君。

(榊原敬悟君登壇)

○榊原敬悟君 私は、ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対し、公明党・改革クラブを代表して、質問を行いたいと思っております。先ほどと論点は重なる部分もありますが、重要なテーマでありますので、改めて、何点か質問をさせていただきます。初めに、今回の法律改正の趣旨、目的についてお尋ねをしたいと思います。

今回の法律改正は、各種行政の基礎であり、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、住民票コードと氏名、住所、性別、生年月日の四情報により、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築することによって、高度情報化社会に対応して、国、地方を通じた行政改革、住民の負担軽減、サービス向上を図るものとされております。

こうした住民票コードという名前を聞くだけで、私どもは、行政管理庁が研究を行ったあの国民総背番号制をほうふつとさせ、国民のプライバシーと関連しまして、多くの国民が重大な関心を抱くわけでありまして、今回の法律案は、かつて議論されました国民総背番号制と基本的にどう異なるのか、まず、国民にわかりやすく、自治大臣、御説明をお願いしたいと思います。

住民基本台帳法第一条には、あくまでも、当該市町村において住民の居住関係を公証し、住民に関する記録を統一的行うと、住民基本台帳制度の目的が規定されているわけでありまして、しかし、今回の改正案では、国の行政機関等がそれぞれの行政目的のために使用することを認めておられまして、住民票の写しの広域交付を行うこととさ

れており、改正案に基づくこうした住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本台帳法の目的に反するのではないかと考えますが、自治大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

また、住民基本台帳の全国共通の本人確認システムやその他、国、地方を通じた行政改革ができるとされておりますけれども、こうした新しいシステムのコストベネフィットはどのように見込んでおられるのか、自治大臣に重ねてお伺いしたいと思います。システム整備費用と行政経費の削減、国民の負担軽減などについて、費用対効果の具体的な数字をお示しいただきたい。

次に、プライバシー保護の観点から質問をいたします。

この点については、現行住民基本台帳法そのものが、第三条において、知り得た事項を使用するに当たって個人の基本的な権利を尊重するように努めなければならないと規定されているにすぎず、個人情報保護の保護に関しては、甚だ無防備なシステムとなっております。

したがって、今回の新しいシステム案においては、本人確認情報を保護するため、専用回線の利用、通信データの暗号化、パスワード等による端末操作者の認証チェック等々の措置が盛り込まれているわけでありまして、データ漏えいに関して最も危惧するのは、電算処理業務を外部委託できる道を開いている点であります。

当然ながら守秘義務が課せられてはいるものの、過去にデータ漏えい事件がしばしば起きておりますことから、外部委託により、個人情報関係者によって持ち出される危険性が大きくなるものと考えますが、これをどのように防ぐべく方策が施されているのか、自治大臣に御所見を伺いたいと思っております。

さらに、全国津々浦々に配置される端末にわたって、セキュリティが保たれる保障があるのか。そして、万が一、漏えいや盗用があった場合、その責任の所在はどうなるのか。台帳を管理

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する榊原敬信君の質疑

六

する市町村の責任なのか、それとも、ネットワークの部分を担当する都道府県ないし指定情報処理機関なのか。これらの点についても、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次は、データの結合についてであります。

現在、我が国の行政には、パスポート、年金制度、雇用保険制度等さまざまなデータベースが構築されており、機能を果たしております。こうした実態の中で、今回の住民票コードは、行政機関の保有するデータベースにアクセスをするためのマスターキーとなるものであり、これを許すならば、役人主導の国による電子国民監視システムとなってしまうとの批判さえなされているところでもあります。

行政機関が収集・利用している個人情報、犯罪情報、税務情報、医療、教育、年金、福祉、国勢調査など多種多様なデータが、これらの情報がオンライン化されデータマッチングが行われるとなると、まさに国民のプライバシーは丸裸となり、個人の尊厳を著しく侵害する重大な危機をはらむこととなります。

こうしたことから、法律案では、情報提供できる公的機関と利用事務を法律で限定し、情報提供を受けた公的機関にも目的外利用を禁止しております。また、それが考えられても、今回のシステムをさらに活用し、データベース間を結合すれば、より効率的な行政運営が期待されるわけであり、私は、我が国は次なる悩ましい状況を迎えるのではないかと危惧をするわけであります。

それが証拠に、住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会の報告書では、将来、納税者番号制度への活用を示唆しているところであり、さらに、法律で規定すればデータのマッチングが可能ということも勧告すれば、私は、住民票コードは将来の行政データベースのマスターキーの役割を担うものではないのか、本法律案が国による国民監視システムへの道を開くものではないのかと大いに危惧するところでもあります。

総理の御所見をお伺いしたいと思います。あわせて、大蔵大臣に、納税者番号の検討について、どのような仕組みを想定され、検討されているのかお伺いしたいと思います。

なお、今回のシステム案の中で、公的機関の本人確認情報の提供が行われた場合、国民にとって、いつ、どこで、どのような目的で情報提供されたのか、こうした実態をどのようにして把握することができるとお伺いしたいと思います。また、使用済みの本人確認情報の消去はどうして行われるのか、あわせて自治大臣にお尋ねをしたいと思います。

さらに、多くの地方自治体が制定しております個人情報保護条例については、オンライン禁止事項を定めているところも見られますけれども、各自治体の条例との整合性については問題はないのか、自治大臣にお伺いしたいと思います。

次に、住民基本台帳カードについてお尋ねをいたします。

今回の法律案では、国民がネットワークを利用して、より積極的な行政サービスを受けることができるようにすることを目的として、市町村が発行する全国共通様式の住民基本台帳カードの交付を受けることができることとされております。

さらに、この記憶媒体はICカードとなっており、八千文字の記憶容量を活用し、市町村の実態に応じた活用が可能となつていくわけであります。この住民基本台帳カードについても、住民票コードと同様に、IDカードではないのか、国民皆登録証携帯制度ではないのかとの強い危惧が表明されているところでもあります。

もちろん、カードの発行はあくまでも本人の任意の申請に基づくものとされておりますけれども、新しいシステムが稼働を始め、市町村によって活用が進んだ場合、カードを所持する者と所持しない者の間に、先ほどもありました、事務手続上の差異、行政サービス提供の差異が生じ、その結果、本人の申請とはされていまいても、事

実上、カードの発行申請を義務づけられることになるのではないかと考えますが、自治大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

最後に、指定情報処理機関についてお尋ねをしたいと思います。

自治省が示されましたネットワークのイメージ図においては、市区町村の組織に加え、都道府県センター及び全国センターを設けることとされておおり、本人確認情報処理事務を指定情報処理機関に委任することとされております。したがって、この指定情報処理機関は住民基本台帳ネットワークシステムの中心的役割を果たすものと考えられま

すけれども、一体どのような機関が指定情報処理機関になるのか、お示しをいただきたいと思

います。

また、都道府県センターと全国センターの関係もまことに不明確であり、都道府県知事が本人確認情報の一部を指定情報処理機関に委任できることとなつていくことから、両者は一体的に同一機関が兼ねることとなるのではないかと考えますが、具体的にお示しをいただきたい。そうであるならば、個人情報が高度に集中管理されることとなり、地方分権も形骸化されるのではないかと考えますが、自治大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

また、我が国の個人情報保護制度は、公的部門に対する個人情報保護法があるものの、基本的な権利としての個人のプライバシー保護の観点では必ずしも十分ではないとの指摘もあり、民間部門においては全く立法もない状況であります。高度情報化社会のもとで、国民のプライバシーを守るためには、民間も対象に含めた、包括的で厳格な個人情報保護法の制定が必要であると考えます。さらに、新しい住民基本台帳システムを導入するに当たっては、行政から独立した監視機関がぜひとも必要であると考えますが、以上一点については、総理の御所見をお伺いしたいと思います。

今回の住民基本台帳法の改正によって、本間に社会や国民の利便性をもち、適正な行政目的や公益にかなうものであれば、私たちもこうした流れは大切にしたいと考えます。しかし、今回の法案は、これまで私が指摘してきただけでも、多くの問題が残されたままになっていきます。また、国民のための改正というならば、プライバシー保護の観点から、国民の不安が完全に除去されるまで、国会で徹底した審議、かつ慎重な審議が行われることを強く期待し、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣小淵恵三君 榊原敬信議員にお答え申し上げます。

国民監視システムとなる可能性についてのお尋ねでありました。

このシステムは、地方公共団体共同の分散分権的システムでありまして、保有情報は、本人確認のための氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及び付随情報に限られ、さらに、住民票コードをもとにさまざまな個人情報を一元的に収集管理することを認めない仕組みになっていることから、国による国民監視システムとは異なるものと考えております。

高度情報社会における個人情報の保護について、お尋ねがありました。

個人情報の内容や用途、収集の方法は業種業態ごとに異なるため、基本的には、それぞれにおいて、民間によるガイドラインの整備等の自主的対応を促す必要があると考えます。一方、個人の信用情報や医療情報等、機密性が高く、かつ漏えいした場合の被害の大きい分野につきましては、法規制等の公的関与が十分検討されるべきであると

考えます。

独立した監視機関の必要性についてお尋ねでありました。

このシステムは、指定情報処理機関に設置される本人確認情報保護委員会等の実質的には独立性

の高い機関が、本人確認情報に係る事務処理を客観的にチェックし、必要な意見を述べる体制としております。これらの機関が十分に機能することによりまして、本人確認情報の保護は達成できるものと考えております。

以上、御答弁申し上げましたが、残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。

(拍手)

○国務大臣(野田毅君) 行政管理庁が研究した番号制と今回の改正法案との相違点についてのお尋ねでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムというのは、地方公共団体共同の分散分権的システムでございます。保有情報を、住民票コード、氏名、住所、性別、生年月日及び付随情報のみとする。こととございますので、国が相互利用の促進を図るために導入する番号制というものは異なるものであるということをお願いしたいと思います。

住民基本台帳法の目的規定と、住民基本台帳ネットワークシステムの関係についてのお尋ねでございます。

このシステムは、市町村が住民基本台帳制度を運営するという基本的枠組みを維持しつつ、住民の利便の増進や、国及び地方公共団体の行政の合理化のために、全国的な本人確認のための仕組みを付加するものであり、住民基本台帳法の目的に沿ったものであると考えております。

このシステムの費用対効果についてのお尋ねでございますが、費用につきましては、システム開発費などの基本的な導入経費として約四百億円、コンピュータ維持費等の年間経費として約二百億円を見込んでおります。一方、効果につきましては、数値化可能なものを一定の仮定のもとで、節減時間、人件費等により試算をいたしました場合、毎年、行政側で約二百四十億円、住民負担の軽減として約二百七十億円を見込んでおります。

それから、電算処理業務の外部委託に伴う個人情報漏えいについてのお尋ねでございます。

このシステムにおきましては、電算処理業者に、本人確認情報の漏えいを防止するための安全確保措置を講ずることを義務付けております。と同時に、当該電算処理に従事する者についても、通常よりも重い罰則により担保された秘密保持義務を課しております。個人情報漏えいは適切に保護されるものと考えております。

端末の増加に伴うセキュリティの問題についてのお尋ねでございます。

このシステムにおきましては、ネットワーク端末を保持するすべての者に、本人確認情報の漏えいを防止するための安全確保措置を講ずることを義務付けるとともに、端末を操作する者についても、通常よりも重い罰則により担保された秘密保持義務を定めており、セキュリティは適切に確保されるものと考えております。

それから、本人確認情報の漏えいや盗用があった場合の責任の所在についてのお尋ねでございます。

このシステムにおきましては、市町村、都道府県及び指定情報処理機関それぞれに、情報の安全確保措置を講ずることを義務付けております。仮に、この義務を怠ったために情報の漏えいや盗用が行われたとすれば、その漏えいや盗用が行われたところがその責任を負うものと考えております。

本人確認情報の提供実態の把握や使用済み情報の消去についてのお尋ねでございますが、国の機関等への本人確認情報の提供の状況につきましては、報告書が作成され、これが公表されることとなっております。また、本人確認情報の提供を受けた国の機関等は、これらの情報の安全確保措置を講ずる義務を負っており、不要となった情報については消去することが適切であると考えております。

次に、このシステムとオンライン禁止事項との整合性についてのお尋ねでございます。

このシステムに基づく情報の送信につきまして、個人情報保護措置を講じた上で、法律の規定を置くことにより、条例の禁止規定が解除されるものと考えております。なお、その他の情報の送信につきましては、当該条例の禁止規定は従来どおり効力を有するものであり、条例そのものの効力は失われぬものであります。

それから、住民基本台帳カードの発行申請の義務づけについてのお尋ねでございます。

このカードは、住民の任意の申請に基づき発行されるものであること、また、カードの交付を受けない場合においても、従来どおりの行政サービスを受けることが可能であることなどから、制度上のみならず事実上も、このカードの発行申請が義務づけられることはないものと考えております。

それから、指定情報処理機関についてのお尋ねでございます。

この機関は、高度な秘密事項である住民票コードを含む本人確認情報に係る事務を合理的かつ効率的に運用させるための全国的な組織でありまして、地方公共団体が基本財産の全部または一部を拠出している法人であります。自治大臣が、本人確認情報処理業務を行う者からの申請を受けて、その能力、組織及び職員の体制等が十分に信頼に足りるか否かの基準に照らして、指定を行うものでございます。

本人確認情報に係る事務の指定情報処理機関への委任についてのお尋ねでございますが、このシステムは、広域的な地方公共団体である都道府県が、事務処理の効率性、正確性を確保するため、その事務のうち、全国的組織が一括して行う方が適当であるものを、全国センターである指定情報処理機関に委任できるとするものでございまして、指定情報処理機関にすべての事務を委任するものではないと考えております。

最後に、個人情報の集中管理による地方分権の形骸化のおそれについてのお尋ねでございます。住民基本台帳法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する知久馬三三子君の質疑

このシステムは、国が本人確認情報に関する事務を執行するものではなく、また、都道府県知事の委任により、事務処理の効率性、正確性のために指定情報処理機関に事務を担わせるものでございます。したがって、地方公共団体が連携して構築していくものであり、地方分権の推進に資するものであると考えております。(拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 納税者番号についてのお尋ねでございますが、納税者番号制度につきましては、従来から、政府の税制調査会におきまして、かなり長いこと時間をかけて、適正、公平な課税の実現、あるいは税務行政の機械化、効率化という観点から検討が行われてまいっておりますが、まだ結論を出しておりません。

平成十一年度の、最近の答申におきましても、この税制調査会が述べておりますように、経済取引への影響、民間及び行政のコストと効果、プライバシー保護等の課題を含めまして、国民の理解がさらに深められるよう、より掘り下げて具体的な検討を進めていくことが必要であるというふうな考えでおります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 知久馬三三子君。

○知久馬三三子君 私は、ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、社会民主党・市民連合を代表して、総理並びに関係大臣に質問させていただきます。

この法律案につきましては、昨年、国会に提出する過程で、我が党は、自治省と数度にわたって折衝を行い、多くの問題点の解明に努めてまいりました。しかし、その中でも依然不明な点が多く、今回改めて質問させていただくことを、まずもってお断りいたします。

現行の住民基本台帳法は、市町村において住民の居住関係を公証し、住民に関する記録を正確かつ統一的行うことにより、住民の利便の増進

を図るといふところに第一の目的があります。しかし、今回の改正案で実現しようとする住民基本台帳ネットワークシステムは、市町村において一定の住民基本台帳の制度を根幹から変更するものであり、国の行政機関等が、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎とするための住民基本台帳を、他の目的に使用することを認めております。

今回の改正は、現行の住民基本台帳法の目的を大きく踏み外すものであると考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

個人の情報の保護に関して無防備な現行住民基本台帳制度に、全く異質な住民基本台帳ネットワークシステムを、単に情報の正確性や導入コストの面から最適であるとして導入しようとしている点に、さまざまな問題の根本的な原因があると考えられるものでございます。本来、住民から見ても最も身近なものであるはずの住民基本台帳の法律が、今回の改正案では、法律的にも極めてわかりにくい構成となっています。それ一つとっても、この法改正にはかなり無理があるのではないのでしょうか。

私たちの日常の国民生活において、直ちに住民票が必要になるような事態がたびたびあるでしょうか。また、結局窓口に行かざるを得ないことになりそうです。今回の改正で本当に住民の利便性が上がるのか、疑問を持たざるを得ません。それほど効率的と云えない住民基本台帳のネットワークシステムに、初期投資約四百億円、年間経費二百億円と言われる費用をかける意味は、一体どこにあるのでしょうか。

行政機関が収集・利用している個人情報、犯罪情報、税務、医療、教育、年金、福祉、家族情報、国勢調査など多種多様であります。現在、各行政機関は法令の目的の範囲内で行っているものであり、一応限定されております。しかし、住民基本台帳ネットワークシステムは、将来すべての行政機関をオンラインで結ぶことなどによって、

このような個人情報の結合と集積を招く危険性を持っていると言わざるを得ません。

そこで、総理にお伺いいたしますが、政府は、日本のこれからの行政システムの中で個別番号制をとるのか、また総合的な番号制をとろうと考えておられるのか、その将来構想を明らかにしていただきたいと思います。

個人のプライバシー問題に着目し、その保護に努めてきた地方自治体は少なくありません。個人情報保護条例を設けている自治体は千四百七団体、規則や規定などにより個人情報保護対策を講じている自治体を含めると、二千二百七十三の団体があり、全国の六八・六％にも及んでいます。中央官庁などとのオンライン接続の禁止を定めている自治体も五百六十五団体を数えております。

選挙人名簿登録や国民健康保険など、多くの行政事務の台帳が住民基本台帳へと一本化され、コンピュータ化も進みましたが、日本の行政の現場では、部落差別や民族差別など、個人のプライバシーをめぐる問題が日常的に起こってまいりました。経済的に見れば非効率と思われるオンライン接続の禁止措置も、結婚や就職などの住民にとって重大な局面で個人情報をめぐるトラブルがもたらした深刻な結果に対して、多くの自治体が努力され、つくり上げられてきたものと考えられるのでございます。

政府は、行政の情報化の推進の名のもとに、地方自治体に対してオンライン接続禁止の見直しを求めてきましたが、こうしたプライバシー保護にかかわる全国の自治体の努力に対して、どのように評価されているのか、見解を承りたい。また、この法律改正について、どれだけの自治体から、どのような要望があったのかを明らかにしていただきたいと思います。

そもそも情報の主権者が住民であることを考えれば、本改正案では、本人情報の開示請求、訂正、利用状況の開示、苦情処理機関、カード交付

の任意性の保護と、カードを持たない住民に対する不利益扱いの排除、カードへの情報付加に対する拒否権などについて、明確にされているとは言えません。

しかも、条例の制定によって、自治体が個人情報の利用を拡大していくことができることについては、当然一定の制限があると考えます。とりわけ権力行政については制限されてしかるべきと考えますが、この点についての御見解を承りたいと思います。

次に、海外では、特に欧州連合、EUにおいては、一九九五年十月、個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令が採択され、九八年の十月に発効しています。これによれば、十分なレベルの個人情報の保護措置を講じていない第三国への個人データの移転を禁止しております。EU個人データ保護指令の発効を受けて、我が国より個人データ保護の面で進んでいる米国でさえ、EUと協議に入っているとも聞いております。

我が国においては、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律が一九八九年十月から施行されておりますが、民間部門では全く立法がなされておらず、OECDの勧告を受けて、通産省や郵政省において個人情報保護のガイドラインが策定されているだけであります。

そこで、お尋ねいたしますが、EUは日本の個人情報保護の現状をどのように見ているのでしょうか。さらに、日本政府はこの問題でEUに対してどのような基本的対応をしていくのかを明らかにしていただきたいと思います。

最後ですが、本人確認情報が、情報主体である国民の知らない間に、ネットワークを通じて市町村から他の市町村、都道府県、国、法人へと提供され、いつ、どこへ提供されたのか開示されることはない。しかも、その提供先の用途は、この法案の別表に掲げられた特定の事務に限らず、条例

で定める事務、国の行政機関の所掌事務といったように、無限定なものとなっています。

このような個人情報の利用の仕方考えれば、今必要なことは、民間部門を含めた包括的な個人情報保護法であります。それを欠いたまま住民基本台帳ネットワークシステムを構築することは、まさに国民のプライバシーに対する実害を生じさせる危険性が高いと言わざるを得ません。この点につきまして総理の御所見をお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 知久馬三子議員にお答え申し上げます。

住民基本台帳法の目的と、住民基本台帳ネットワークシステムとの関係について、お尋ねであります。

このシステムは、市町村が住民基本台帳制度を運営するという基本的枠組みを維持しつつ、住民の利便の増進や国及び地方公共団体の行政の合理化のために、全国的な本人確認のための仕組みを付加するものでありまして、住民基本台帳法の目的に沿ったものと考えております。

個別番号制度と総合的な番号制についてお尋ねですが、住民票コードは、住民基本台帳事務のための番号でありまして、法定された公的部門に氏名、住所等の本人確認情報を提供するために利用されるものであります。また、本人確認情報の目的外利用を禁止していることから、住民票コードをもとに、国がさまざまな個人情報を一元的に収集管理することはできないこととなっております。

民間部門を含めた包括的な個人情報保護法の必要性についてのお尋ねであります。

このネットワークシステムにおきましては、民間部門を本人確認情報の提供先とせず、本人確認情報の厳重な保護措置を講じ、さらに住民票コードの民間利用を禁止していることから、このシステムを導入する前提として、包括的な個人情報保

護法の制定を要するものではないと考えております。
残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高村正彦君登壇)

○国務大臣(高村正彦君) 個人情報保護に関してのお尋ねであります。我が国における個人情報保護は各業界が自主規制によって行っておりまして、EUは、我が国の自主規制の有効性につき検討を行っているところでございます。

我が国の個々の分野における取り組みにつきましては、関係各官庁が既存の対話の枠組みを通じて、EUへの説明を行っているところであります。今後とも、EUとの意見交換を継続し、EU側の理解を得たいと考えております。(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇)

○国務大臣(野田毅君) 住民の利便性とコストについてのお尋ねでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムを導入した場合には、行政側のメリットのみならず、住民側におきましても、住民票の写しの広域交付、第二に、転入転出手続の簡素化、各種行政手続における住民票の写しなどの添付の省略、住民基本台帳カードの活用など、コストに見合う利便性が十分にあるものと考えております。

個人情報保護条例についてのお尋ねでございます。

個人情報保護の重要性の認識の深まりにつれて、条例制定団体が毎年度増加しておりますが、一方で、通信回線を活用しての情報処理は高度情報通信社会の実現のためには不可欠でありますことから、オンライン接続禁止の規定については、今後、個人情報の十分な保護を図りつつ、個別に見直しをする必要があると考えております。

地方公共団体からの法改正に係る要望の実績についてのお尋ねでございますが、全国知事会からは、このシステムが住民サービスの向上、行政の効率化、高度化に資するとの認識をいただいております。

おります。また、全国市長会、全国町村会からは、同様の認識のもとに、早期に法改正を行い、制度化を図ることの要望をいただいておりますのでございます。

本人確認情報の開示請求、訂正や利用状況の開示についてのお尋ねでございますが、改正案におきましては、都道府県知事または指定情報処理機関に対する本人確認情報の開示請求や情報の訂正等の申し出をできることとし、また、国の機関等への情報提供の状況について毎年報告書により公表することとされておりますので、御指摘の点については、制度的に明確になっておるものと考えております。

苦情処理機関についてのお尋ねでございますが、市町村、都道府県及び指定情報処理機関に、本人確認情報に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める義務を定めております。この市町村などにおける苦情処理の体制に加え、都道府県に本人確認情報保護のための審議会を、また指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設けることにより、適切かつ迅速に苦情が処理されると考えております。

次に、住民基本台帳カードの交付の任意性の保障についてのお尋ねでございます。

住民基本台帳カードは、住民の任意の申請に基づき発行されるものであること、また、カードの交付を受けない場合においても、従来どおりの行政サービスを受けることが可能であることなどから、制度上のみならず事実上も、このカードの発行が義務づけられることはないものと考えております。

次に、カードへの情報付加に対する拒否権についてのお尋ねでございます。

住民基本台帳カードは、各市町村において議会の議決を経た条例に基づき、付加される情報をカード内の専用エリアに記録して、高度な住民サービスを提供するために利用することとしております。付加される情報を記録してこのサービスを受けるかどうかは、住民が任意に判断できるものと考えております。

最後に、都道府県条例に基づく本人確認情報の利用を権力行政等に拡大する際の制限についてのお尋ねでございます。

改正案では、各都道府県は、住民基本台帳法の趣旨を適切に踏まえた上、住民の代表で構成される都道府県議会において条例が定められた場合に限り、条例で定める事務の処理のため、本人確認情報を利用、提供できることとしているところであります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時三十分散会

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
外務大臣 高村 正彦君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
自治大臣 野田 毅君

出席政府委員

自治省行政局長 鈴木 正明君
兼内閣審議官

○議長の報告

(要求書受領)
一、去る一日、内閣から、衆議院議員選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君及び味村治君を任命したので、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第二項の規定により本院

の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)
一、去る一日、本院は、衆議院議員選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君及び味村治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書受領)
一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十年度第三・四半期における予算使用の状況

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十年度第三・四半期における国庫の状況

一、昨十二日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の報告書を受領した。

内閣自第二五号

平成十一年四月十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院静岡県第八区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十一年四月十一日執行の衆議院静岡県第八区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり自治大臣から報告があったので、公職選挙法第八條第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙区	期日	平成十一年四月十一日
当選年月日	平成十一年四月十二日	
当選告示年月日	平成十一年四月十二日	
当選証書付与年月日	平成十一年四月十二日	
全候補者の得票総数	二〇三、六三三票	
法定得票数	三三、九三七・一六六票	
得票数	立	
得票数	九八、七九五票	
住所	静岡県浜松市堀塚二丁目二四番五十一号	

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

職 業 財団法人 国際青少年研
修協会会長

届出政党等の名称 自由民主党
生 年 月 日 昭和二十五年二月十八日
(委員推薦通知)

一、去る一日、議長は、社会保障制度審議会委員
に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(政府委員承認)
田中眞紀子君

一、去る五日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申
し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に
任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議
室長事務代理 竹内 春久
兼内閣総理大臣官房外
政審議室長事務代理

一、昨十二日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申
し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に
任命することを承認した。

内閣官房内閣外政
審議室長 登 誠一郎
兼内閣総理大臣官
房外政審議室長

(政府委員任命)
登 誠一郎

一、去る五日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、五日議長において承認した竹内春久を、同
日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通
知を受領した。

一、昨十二日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、十二日議長において承認した登誠一郎を、
同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の
通知を受領した。

(政府委員解任)
登 誠一郎

一、去る五日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、同日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総
理大臣官房外政審議室長)登誠一郎の第百四十
五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領し
た。

(政府委員退任)
登 誠一郎

一、昨十二日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、第百四十五回国会政府委員中左記のとおり

異動があり、政府委員としての資格を失った旨
の通知を受領した。

記

異動前の氏 名 異動後の氏 名
官職名 年月 日 官職名 年月 日

内閣官房
内閣外政
審議室長
事務代理
兼内閣総
理大臣官
房外政審
議室長事
務代理
竹内 春久 (解 職) 平二・四・三

(必召議員)
一、今十三日、召集に応じた議員は次のとおりで
ある。

小選挙区選出
東京都
第二区
第十五区
静岡県第八区
(離席変更)

一、昨十二日、衆議院規則第十四条ただし書きに
より、議長において議席を次のとおり変更し
た。

一三二	奥田 建君
一三一	山本 謙司君
一三四	渡辺 周君
一三五	原口 一博君
一三六	近藤 昭一君
一三七	末松 義規君
一八九	堀込 征雄君
一九〇	五島 正規君
一九一	土肥 隆一君
一九二	佐藤謙一郎君
一九三	中沢 健次君
一九四	佐々木秀典君
一九五	岩田 順介君
一九六	山元 勉君
一九七	坂上 富男君

一九八	田中 慶秋君	二七五	石橋 大吉君
一九九	前田 武志君	二七六	嶋山由紀夫君
二〇〇	川端 達夫君	二七七	伊藤 英成君
二〇一	日野 市朗君	二七八	玉置 一弥君
二〇二	辻 一彦君	二七九	横路 孝弘君
二〇三	熊谷 弘君	二八〇	棚橋 泰文君
二〇四	安住 淳君	二八一	大石 秀政君
二〇五	田村 憲久君	二八二	小野寺五典君
二〇六	河井 克行君	二八三	岡部 英男君
二〇七	河野 太郎君	二八四	阪上 善秀君
二〇八	菅 義偉君	二八五	山口 泰明君
二〇九	菅 義偉君	二八六	田中 和徳君
二一〇	菅 義偉君	二八七	松本 純君
二一一	菅 義偉君	二八八	渡辺 博道君
二一二	菅 義偉君	二八九	大野 松茂君
二一三	菅 義偉君	二九〇	滝 実君
二一四	菅 義偉君	二九一	渡辺 具能君
二一五	菅 義偉君	二九二	嘉数 知賢君
二一六	菅 義偉君	二九三	萩野 浩基君
二一七	菅 義偉君	二九四	原田 義昭君
二一八	菅 義偉君	二九五	宮本 一三君
二一九	菅 義偉君	二九六	栗本慎一郎君
二二〇	菅 義偉君	二九七	金田 英行君
二二一	菅 義偉君	二九八	実川 幸夫君
二二二	菅 義偉君	二九九	井奥 貞雄君
二二三	菅 義偉君	三〇〇	河村 建夫君
二二四	菅 義偉君	三〇一	福永 信彦君
二二五	菅 義偉君	三〇二	細田 博之君
二二六	菅 義偉君	三〇三	坂本 剛二君
二二七	菅 義偉君	三〇四	大野 功統君
二二八	菅 義偉君	三〇五	村井 仁君
二二九	菅 義偉君	三〇六	二田 孝治君
二三〇	菅 義偉君	三〇七	齊藤斗志二君
二三一	菅 義偉君	三〇八	亀井 善之君
二三二	菅 義偉君	三〇九	白川 勝彦君
二三三	菅 義偉君	三一〇	森山 眞弓君
二三四	菅 義偉君	三一〇	亀井 久興君
二三五	菅 義偉君	三一〇	石川 要三君
二三六	菅 義偉君	三一〇	
二三七	菅 義偉君	三一〇	
二三八	菅 義偉君	三一〇	
二三九	菅 義偉君	三一〇	
二四〇	菅 義偉君	三一〇	
二四一	菅 義偉君	三一〇	
二四二	菅 義偉君	三一〇	
二四三	菅 義偉君	三一〇	
二四四	菅 義偉君	三一〇	
二四五	菅 義偉君	三一〇	
二四六	菅 義偉君	三一〇	
二四七	菅 義偉君	三一〇	
二四八	菅 義偉君	三一〇	
二四九	菅 義偉君	三一〇	
二五〇	菅 義偉君	三一〇	
二五一	菅 義偉君	三一〇	
二五二	菅 義偉君	三一〇	
二五三	菅 義偉君	三一〇	
二五四	菅 義偉君	三一〇	
二五五	菅 義偉君	三一〇	
二五六	菅 義偉君	三一〇	
二五七	菅 義偉君	三一〇	
二五八	菅 義偉君	三一〇	
二五九	菅 義偉君	三一〇	
二六〇	菅 義偉君	三一〇	
二六一	菅 義偉君	三一〇	
二六二	菅 義偉君	三一〇	
二六三	菅 義偉君	三一〇	
二六四	菅 義偉君	三一〇	
二六五	菅 義偉君	三一〇	
二六六	菅 義偉君	三一〇	
二六七	菅 義偉君	三一〇	
二六八	菅 義偉君	三一〇	
二六九	菅 義偉君	三一〇	
二七〇	菅 義偉君	三一〇	

三三四	堀之内久男君	四〇〇	仲村 正治君	四五三	水野 賢一君	決算行政監視委員
三三五	稲垣 実男君	四〇一	谷津 義男君	四五四	木村 隆秀君	辞任
三三六	西田 司君	四〇二	杉浦 正健君	四五六	江渡 聡徳君	相沢 英之君
三三八	小泉純一郎君	四〇四	鈴木 恒夫君	四五七	園田 修光君	粕谷 茂君
三三九	江藤 隆美君	四〇五	中山 成彬君	四五八	新藤 義孝君	佐藤 孝行君
三四二	中山 利生君	四〇六	植竹 繁雄君	四五九	大村 秀章君	滝 実君
三四三	佐藤 信二君	四〇七	額賀福志郎君	四六〇	小林 多門君	森 喜朗君
三四四	越智 通雄君	四〇八	自見庄三郎君	四六一	桜井 郁三君	山口 泰明君
三四五	保岡 興治君	四〇九	牧野 隆守君	四六二	飯島 忠義君	熊谷 弘君
三四六	相沢 英之君	四一〇	高橋 一郎君	四六三	平沢 勝栄君	村山 富市君
三五九	左藤 恵君	四一一	持永 和見君	四六四	今村 雅弘君	渡辺 博道君
三七三	倉島 大典君	四一二	虎島 和夫君	四六五	小野 晋也君	安倍 晋三君
三七四	倉成 正和君	四一三	杉山 憲夫君	四六六	荒井 広幸君	浅野 勝人君
三七五	岩下 栄一君	四一四	古賀 正浩君	四六七	矢上 雅義君	大石 秀政君
三七六	宮腰 光寛君	四一五	近岡理一郎君	四六八	伊藤 達也君	古屋 圭司君
三七七	吉川 貴盛君	四一六	奥田 幹生君	四六九	小此木八郎君	森 英介君
三七八	戸井田 徹君	四一七	桜井 新君	四七〇	熊谷 市雄君	吉川 貴盛君
三七九	渡辺 喜美君	四一八	森田 一君	四七五	赤城 徳彦君	堀込 征雄君
三八〇	佐藤 勉君	四一九	小杉 隆君	四八三	小川 元君	保坂 展人君
三八一	下村 博文君	四二〇	白井日出男君	四八四	佐藤 静雄君	(特別委員辞任及び補欠選任)
三八二	岩永 峯一君	四二一	平沼 赳夫君	四八五	増田 敏男君	一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
三八三	目片 信君	四二二	久間 章生君	四八六	福田 康夫君	日米防衛協力のための指針に関する特別委員
三八四	松田 仁君	四二三	愛知 和男君	四九三	穂積 良行君	辞任
三八五	奥山 茂彦君	四二四	島村 宜伸君	四九四	中村喜四郎君	補欠
三八六	西川 公也君	四二五	小澤 潔君	四九五	鯨岡 兵輔君	河井 克行君
三八七	田中眞紀子君	四二六	東家 嘉幸君	四九九	藤井 孝男君	平林 鴻三君
三八八	山本 公一君	四二七	小里 貞利君	五〇〇	中馬 弘毅君	宮島 大典君
三八九	山本 建三君	四二八	中村正三郎君	(常任委員辞任及び補欠選任)		赤松 正雄君
三九〇	山本 幸三君	四二九	保利 耕輔君	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		辻元 清美君
三九一	栗原 裕康君	四三〇	亀井 静香君	法務委員		松田 仁君
三九二	鴨下 一郎君	四三一	丹羽 雄哉君	辞任	補欠	大村 秀章君
三九三	坂井 隆憲君	四三二	梶山 静六君	古賀 誠君	鯨岡 兵輔君	今村 雅弘君
三九四	森 英介君	四三三	粕谷 茂君	懲罰委員	補欠	竹本 直一君
三九五	山口 俊一君	四三六	三塚 博君	辞任	鯨岡 兵輔君	渡辺 博道君
三九六	山本 有二君	四三七	山崎 拓君	古賀 誠君	補欠	富沢 篤敏君
三九七	鈴木 俊一君	四三八	瓦 力君	鯨岡 兵輔君	古賀 誠君	濱田 健一君
三九八	石原 伸晃君	四五一	奥谷 通君	一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		濱田 健一君
三九九	平林 鴻三君	四五二	小島 敏男君			渡辺 博道君

日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任

補欠

安倍 晋三君 橋 康太郎君

相沢 英之君 河本 三郎君

石川 要三君 鈴木 俊一君

大島 理森君 小坂 憲次君

宮島 大典君 井奥 貞雄君

伊藤 茂君 保坂 展人君

辻元 清美君 伊藤 茂君

井奥 貞雄君 山本 公一君

小坂 憲次君 大島 理森君

河本 三郎君 相沢 英之君

鈴木 俊一君 石川 要三君

橋 康太郎君 安倍 晋三君

山本 公一君 宮島 大典君

保坂 展人君 辻元 清美君

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任

補欠

東中 光雄君 児玉 健次君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任

補欠

土肥 隆一君 鉢呂 吉雄君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任

補欠

玄葉光一郎君 近藤 昭一君

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
放送法の一部を改正する法律案
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案

(議案受領)

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六十七号)

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四十七号)

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十四号)

以上三件 農林水産委員会 付託

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出第八八号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
革マル派非公然アジト捜査結果の内容公開に関する質問主意書(青山丘君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
クマタカの保護に関する質問主意書(佐藤謙一郎君提出)

東京高検検事長の行動と品格に関する質問主意書(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員東順治君提出石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問に対する答弁書

平成十一年三月九日提出

質問 第一一六号

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問

提出者 東 順治

問主意書

石炭政策及び産炭地域振興対策に関する質問

方自治体及び産炭地域振興対策に關して、地方自治体及び産炭地域振興対策を交え、種々審議がなされてきている。石炭関係諸法も平成三年度に延長されてから法期限がくる平成十三年度まで、あと三年余りとなる。

日本の基幹産業の一つであった石炭産業が衰退していく中で、将来に向けていかにこの石炭政策及び産炭地域振興対策を推し進めていくかが、この関係地域にとっての重要課題である。

そのような観点よりこの関係地域が健全なる地域社会へと発展していくためには、その対策が緊急を要すると考える。従って、次の事項について質問する。

一 石炭鉱業対策のために石炭鉱業構造調整対策、鉱害対策、炭坑離職者雇用対策等の各種対策が審議会等を通じ議論され、具体的に検討されてきているが、平成十三年度の石炭関係諸法の期限を踏まえそれらの個々の対策の平成十三年度までの目標はどうか、またそれに対する現在までのその達成度はどうなっているのか。

二 日本の厳しい経済状況のもと、例外なく石炭会社も合理化を実施してきているが、それにもかかわらず、赤字基調が続いている。石炭政策及び石炭地域振興対策について審議会等で学識経験者を交え種々審議され、石炭構造調整対策等を経営、生産、保安に対する支援を行っているが、産業構造改革を視点に入れた新分野開拓に対する融資制度を含めた、具体的な協力の実施状況はどうか。

三 累積鉱害の解消を公示(終了宣言)された地域でも浅所陥没等の鉱害がいつ発生するかかわらない。一方、終了宣言がされていない産炭地域(福岡県)では、累積鉱害が継続して発生しているが、現在まで農地、家屋、公共施設等に対する鉱害がどのように推移してきており、それに対するどのような対策がとられてきたのか。累積鉱害の解消公示が鉱害の終了宣言を意味することと思うが、どのような基準をもって、累積鉱害が解消したことになるのか、またその用途をいつ頃と捉えているのか。(平成十三年度までに間に合うのか。)

四 累積鉱害の解消が公示されてきた地域(岩手県、山形県、熊本県、長崎県、佐賀県等の十一県)では国として指定法人に浅所陥没等に対する処理を行わせることになっているが順調にその処理は進められているのか、実際のどのような所にとどのような処理がなされてきたのか。

五 日本の厳しい経済状況にあつて、失業問題は働く者にとって、死活問題と言っても過言ではない。先行きの見通しがきかない日本経済にとって完全失業率は予想を絶する数字となっており、国民一人一人の生活を脅かす結果を招いている。こうした状況下だけに、産炭地域の離職者にとっては、問題はさらに一層と深刻なものがあられ、明日の生活をどうしたらよいかとの窮地に立たされている。炭鉱労働者雇用対策予算が年々大幅に減少(平成八年度百六十二億円、平成九年度百四十三億円、平成十年度百三十二億円、平成十一年度百六億円)している。雇用対策を必要とする対象人数の減少に伴っての予

算の推移であることは理解できるものの、国はこのような時だからこそ、不況下における再就職という二重の苦しみにあえぐ炭鉱職者に対する特別な予算措置を講ずるべきでないか、このような点をどのように考慮するのか。

六 産炭地域における石炭勘定予算が年々減少してきているが、平成四年度から平成十年度までに合計約七・四千億円が予算計上された。その勘定費目の中には石炭鉱業構造調整対策費、鉱害対策費等があるが、その一つに産炭地域振興対策費があり、年間約百一十四億円の予算が使われている。産炭地域の活性化を踏まえ、この産炭地域振興対策予算における経済効果は、どのような状況なのか、また将来どのように見通しているのか。

七 産炭地域の住民にとって、その地域が健全なる地域社会として発展していくためには、より安全で、安心して暮らすことが出来る社会環境が必要となる。基盤整備、社会福祉等の充実が必要不可欠なものであることは言うまでもなく、産炭地域における基盤整備の改善、社会福祉の充実を目指して、国は地方自治体に対して具体的にどのような協力をしているのか。

八 二十一世紀に向けて中央省庁の再編成を踏まえ、中央から地方へと地方分権を進めていく中で、地方としての役割は今以上に重要となることは間違いない。地方から国を変えていくという、地方から国民の生活を変えていくとする動きが尚一層活発化していくことになる。そのような趨勢の中にあつて、地域的に特殊性がある産炭地域については将来どのような位置付けを考えているのか、地方自治体まかせとなるのか、それとも特殊性をもった地域として国が特別な地域として捉えていくのか。

九 福岡県大牟田市に一九八九年九月に設立された第三セクターのテーマパークである「ネイブルランド」が財政悪化で約六十億円の負債を抱えて昨年十二月閉園となった。三池炭坑閉山に

伴う新たな地域振興事業として期待を寄せられていたが、実質閉園してから三年余りで、閉園に追い込まれた。国、県、市、企業が出資しての産炭地振興事業だっただけに残念でならない。

閉園にいたるまでの経緯とその理由について国としてどのように捉えているのか、また今後の対応、措置についてどのように考えているのか。

十 北海道芦別市でも旧産炭地への整備基金を得て、一九九〇年にテーマパークである「カナディアンワールド」が開園したが、立地条件の悪さや呼び物がないとのことで、負債を五十億円抱え、一昨年十月に営業が休止になっていく。このテーマパークが抱えてきた負債はその後どのように処理されていったのか、その債務を住民が負担するようなことがあったのか。

十一 人類が平和で安心して生活できる社会を構築していくには環境問題が非常に重要である。アジア・太平洋地域で石炭の需要が拡大していく一方、地球環境を充分配慮した石炭利用が必要であり、産炭地域についても新石炭政策を押し進めていくためには、この問題を軽視して真の石炭産業の発展はありえない。そのような観点より、国、地方自治体が推進している地球環境問題を踏まえ、クリーン・コール・テクノロジの開発はどの程度進んでいるのか。そしてその開発は具体的に石炭地域の活性化、振興等にどのように役立つのか。

十二 日本としてODA関係で火力発電所建設等の石炭関係プロジェクトを多くの国で実施平成八年度一〇五七億円、平成九年度二二三億円の円借款し、その技術移転、現地技術者の受け入れ等も活発になされてきていると思うが、産炭地域の石炭産業に関するノウハウを伝えるために、日本と被援助国との間で、更にどのような協力が可能か。

十三 ODAの一環として、アジア・太平洋地域

において、石炭開発、石炭産業等を研究するためのセンターの設置等を技術交流を含めて近隣諸国に働きかけたことがあるか、あればその実現はアジア・太平洋地域の石炭産業の発展のために役立っているのか、もしなければその必要性についてどのように思うか。

右質問する。

内閣衆質一四五第一六号

平成十一年四月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤 一郎

衆議院議員東原治君提出石炭政策及び産炭地

振興対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員東原治君提出石炭政策及び産炭地振興対策に関する質問に対する答弁書

一 現行の石炭政策は、平成四年度から平成十三年度までの十年間を政策期間として行われているものである。

炭鉱職者対策を含む石炭鉱業構造調整対策については、平成三年六月七日の石炭鉱業審議会答申において、「九十年代を構造調整の最終段階と位置付け、エネルギー政策上の国内炭の役割と国民経済的負担の大きさとを均衡点までは、国内炭鉱において経営の多角化・新分野開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要である」と旨指摘されており、これまでもこの趣旨に沿って施策を遂行してきているところである。

鉱害対策については、従前から累積鉱害の解消を目標にしてきており、臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の期限である平成十四年三月三十一日までに当該目標を達成するべく施策を遂行してきているところである。

産炭地域振興対策については、従前から石炭鉱業の不況という特殊な要因による影響の是正を目標にしてきており、現行の石炭政策の政策期間においては、平成二年十一月三十日の産炭地域振興審議会答申を踏まえ、所要の施策を遂行してきているところである。

これら各般の施策の総合的な実施により、いずれも所要の成果がもたらされつつあると認識している。

二 について

現行の石炭政策においては、石炭会社の合理化を図るため、経営の多角化・新分野開拓を図りつつ行う生産規模の適正化、石炭坑の近代化・生産体制の集約化によるコスト低減等を推進してきているところである。

具体的には、新エネルギー・産業技術総合開発機構において、石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十一年法律第五十八号)に基づき、通商産業大臣の承認を受けた新分野開拓計画に従って実施される新分野開拓事業に係る融資及び補助金の交付、経営基盤の安定及び経理の改善を図る観点からの石炭鉱業安定補助金の交付並びに石炭坑の近代化等を推進する観点からの坑内骨格構造整備拡充補助金の交付及び近代化資金の貸付けを行っているほか、通商産業省において、保安の確保を図る観点から、鉱山保安確保事業費補助金の交付を行っている。

三 について

鉱害地での石炭採掘が終了してから既に相当年数が経過しており、地下深部の石炭採掘に起因する沈下鉱害の発生は終息しているところ、福岡県については、平成七年三月末に復旧申出を締め切り、その処理に努めた結果、復旧申出未処理案件数は、平成七年三月末の一六六九件から平成十一年二月末の三千五百十一件に減少する一方、復旧すべき案件については、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧基本計画及び実施計画に計上した上で、復旧工事を着実に進めている。

累積鉱害の解消の公示については、同法に基づき、鉱害復旧長期計画(平成四年十二月八日通商産業省告示第五百三十九号)が達成されたと認められるとき、又は早期に達成されることが確実であると認められるときに行うこととなるが、福岡県については、平成十三年度の公示を目的に復旧の着実な推進に努めている。

累積鉱害の処理が完了した後においても、地表から深さ五十メートル以内の採掘跡又は坑道跡の崩壊に起因する鉱害、いわゆる局所的な浅所陥没による被害が発生する可能性があるが、その復旧事業を行うとする公益法人の申請がある場合には、その法人を指定法人として指定する制度を設けている。

これまで累積鉱害の解消が公示された地域においては、指定法人の指定の申請がないため、指定法人の指定は行っていない。

五について

平成十一年二月の完全失業率が四・六パーセントと過去最高を更新し、有効求人倍率も〇・四九倍となるなど全国的に厳しい雇用失業情勢が続いている中で、産炭地域の炭鉱離職者については特に困難な状況にあると認識している。

このため、炭鉱離職者の再就職を促進する観点から、機動的な職業訓練及びきめ細かな就職相談を行うとともに、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)に基づき、炭鉱離職者求職手帳(以下「手帳」という。)の発給を受けた者に対しては就職促進手当及び移転費等を支給するほか、手帳の発給を受けた者を雇い入れる事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金を支給する等、一般の離職者に比して手厚い支援を行っているところである。

また、昭和四十四年度から、産炭地域の地域振興を図るとともに、炭鉱離職者等に対し臨時的に就業の機会を提供することを目的として、

産炭地域開発就労事業を実施しているが、この事業については、平成六年に労働大臣の委嘱を受けて今後の失業対策事業の具体的な運営の在り方について調査研究を行った失業対策制度調査研究会の報告において、「石炭対策の財源の時間的な制約を念頭に置きつつ、産炭地域開発就労事業の事業規模を平成十三年度末に向けて早急に縮小していくことが必要である。」旨指摘されたことを受け、平成八年度から、事業規模の縮小に向けた取組を行っているところである。

現在、石炭鉱業審議会において、現行の石炭政策の円滑な完了に向けての進め方について審議が行われているところであるが、今後の炭鉱離職者対策については、この審議結果等を踏まえつつ、適切な対応について検討してまいりたい。

六について

平成四年度からの現行の石炭政策の下で、地域振興整備公団による工業団地の造成と融資等による企業誘致、産炭地域振興臨時交付金等による地方自治体への財政支援、産炭地域の振興を行うために設立される公益法人たる中核的事業主体の基本財産である産炭地域活性化基金に支出した道県への財政支援等からなる総合的な産炭地域振興対策を推進してきたところである。

これら各般の施策の総合的な実施により、昭和三十一年度から平成十年十二月にかけて、産炭地域全体では、地域振興整備公団により百三十八の工業団地を造成し、譲渡対象面積(三千七百七十七ヘクタール)の約九パーセントを譲渡するとともに、同公団による企業誘致を通じて二千四百十三社を誘致し、これにより約四万二千人の雇用が創出されている等の成果もたらされている。

また、今後の産炭地域振興対策については、現在産炭地域振興審議会において行われている産炭地域振興対策の円滑な完了に向けての進め

方についての議論を注視しつつ、産炭地域振興対策の円滑な完了に向けて最大限の努力をしてまいりたい。

七について

産炭地域における産業の振興、産業基盤の整備、社会福祉等に係る生活環境の整備については、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百九十九号)第四条の規定により平成三年に道県知事が各産炭地域経済生活圏ごとに作成した原案に基づき通商産業大臣が定めた産炭地域振興実施計画(平成三年十二月二十一日通商産業省告示第四百七十九号)に従って、関係各官庁等の緊密な連携を図りつつ、産炭地域振興臨時交付金による地方自治体への財政支援、産炭地域振興事業債調整分利子補給金による道県に対する地方債の利子補給、産炭地域の市町村が実施する特定の公共事業に係る国の負担割合の特例、地域振興整備公団による工業団地の造成と企業誘致の推進等からなる総合的な産炭地域振興対策を推進してきているところである。

八について

産炭地域振興臨時措置法は、平成三年四月に法期限が十年間延長されたが、平成二年十一月の産炭地域振興審議会答申において、「国、関係地方自治体、地元住民等の関係者は、同法延長に伴う関連施策の実現が広く国民の負担によつて行われるものであることを前提に、延長された期間内に産炭地域振興対策の目的を達成するよう最大限の努力を払うことが望まれる。」旨指摘されている。

このため、昨年六月に通商産業大臣から産炭地域振興審議会に対して、産炭地域振興対策の円滑な完了に向けての進め方についての諮問がなされ、現在、同審議会において、審議がなされているところである。

政府としては、引き続き、産炭地域振興審議会における審議状況を注視しつつ、産炭地域振

興対策の円滑な完了に向けて最大限の努力をしてまいりたい。

九について

福岡県大牟田市における地域活性化のためのプロジェクトの一環として、第三セクターとして株式会社ネイブルランドが設立され、同社により平成七年七月に「ネイブルランド」という名称のテーマパークが開園されたが、開園後、当初五か月間は順調な客足で推移したものの、その後入場者数が年々減少し、厳しい経営状況に至ったため、昨年十二月二十六日に閉園され、本年四月五日の同社臨時株主総会において同社の解散及び特別清算が決定されたと承知している。

政府としては、今後とも、引き続き、関係者間の協議の推移を見守ってまいりたい。

十について

御指摘の「カナディアンワールド」の関係金融機関からの借入れに係る債務については、平成六年に、北海道釧路市が、議会の議決を経て、経営母体である株式会社屋の降る里別荘の債務返済相当額のほぼ全額を同社に貸し付けることとなり、また、平成七年には、関係金融機関が、支援策として債務の返済期間の延長等を行った。しかしながら、その後も入場者数が伸び悩んだことから、「カナディアンワールド」が平成九年十月末に閉園したため、同市は、昨年からは、関係金融機関に対し、更なる支援の要請を行い、関係金融機関は本年一月に同社の金融債務の返済期間の再延長等を行い、これを受け、同市としても、本年一月に、議会の議決を経て、同社の債務返済相当額全額を同社に貸し付けることとなったと承知している。

十一について

クリーン・コール・テクノロジーは、燃焼効率の向上により二酸化炭素排出量を抑制する技術、燃焼時に発生する有害物質の発生等を抑制する技術、固体燃料である石炭を利用しやすい

気体又は液体に転換する技術及び石炭燃焼に伴い発生する石炭灰を有効利用するための技術に大別できる。

二酸化炭素排出量を抑制する燃焼効率向上技術については、発電効率を向上させるための加圧流動床燃焼技術は既に実用化されており、燃料電池用石炭ガス製造技術等についてはパイロットプラントの建設等を行って開発中である。

燃焼時の有害物質の発生等を抑制する技術については、硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出量を抑えるための脱硫、脱硝技術等の排煙処理技術を更に高度化するための開発を行っている。

石炭を利用しやすい形に転換する技術については、石炭と水を混合し流動体化するコール・ウォーター・ミクスチャー技術等が既に実用化され、また、炭鉱ガスの有効利用や石炭をガス化する技術等についてパイロットプラントの建設等を行って開発中である。

石炭灰有効利用の促進のための技術については、土木分野及び建設分野等を対象に用途開発を進めており、路盤材、軽量骨材として一部実用化されたものである。

このように、クリーン・コール・テクノロジの開発は、石炭利用に伴う二酸化炭素の排出量の抑制、大気汚染の防止、廃棄物の発生抑制等により、環境と調和した形で石炭利用を進めることを目的としており、石炭採掘技術を対象としていないため、産炭地域の活性化、振興等に直接結びつくものではない。

我が国は、政府開発援助(ODA)の枠組みの中で、石炭生産技術、保安技術、環境保全技術等の炭鉱技術に係る技術協力として、中華人民共和国における石炭工業環境保護保安研修センターでの技術者の育成、マレーシアにおけるサバ州での石炭探査及び評価調査、中華人民共和国等からの研修員の受入事業等を相手国政府から

らの要請に基づき実施しており、また、有償資金協力として、モンゴルにおけるバガヌール・シベオボ炭鉱開発事業において石炭生産技術等のコンサルティングサービスに関して資金を供与している。

お尋ねの「アジア・太平洋地域において、石炭開発、石炭産業等を研究するためのセンターの設置」については、近隣諸国に働きかけたこととはないが、今後とも、海外産炭国からの協力要請を踏まえ、必要に応じ前述のような事業を実施するとともに、技術交流を含め、新たな協力の可能性についても検討してまいりたい。

(答弁通知書要領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出革マル派非公然アジト捜査結果の内容公開に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年四月二十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百四十回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成八年度一般会計予備費の予算額二千億円のうち、平成八年五月二十八日から平成九年三月二十八日までの間において決定された千九百八十六億二千三百八十九万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、老人医療給付負担金の不足を補うために必要な経費、生活保護費の不足を補うために必要な経費等二十五件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十一年四月十二日
決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百四十回国会、内閣提出)に関する報告書
一 本件の趣旨
本件は、平成八年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、平成八年十月四日及び平成九年三月二十八日に決定された百六十七億九千五百八十六万円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業、河川総合開発事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の四件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十一年四月十二日
決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百四十二回国会、内閣提出)に関する報告書
一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成九年度一般会計予備費の予算額千五百億円のうち、平成九年八月二十六日から平成十年一月二十七日までの間において決定された十二億三千五百八十八万三千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に必要な経費等四件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十一年四月十二日
決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百四十二回国会、内閣提出)に関する報告書
一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成九年度特別会計予備費の予算額三兆四千七百七十億八千八百萬円のうち、平成九年八月二十九日及び同年十一月七日に決定された二百二十二億二千三百五十二万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、食糧管理特別会計の国内米管理勘定及び国内麦管理勘定における返還金等の調整勘定へ繰入れに必要な経費等二特別会計の三件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十一年四月十二日
決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十一年四月十三日 衆議院會議録第二十二号

平成九年度特別会計予算總則第十三条に基
づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費
増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第
百四十二回国会、内閣提出)に関する報告
書

一六

本件は、平成九年度特別会計予算總則第十三条の規定に基づき、平成九年五月二十七日から同年十一月七日までの間において決定された七百五十一億九千八百一十一万二千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税等譲与金に必要な経費の増額、食糧管理特別会計調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の連携調整及び推進に必要な経費の増額等七特別会計の十件である。

一 本件の趣旨

本件は、平成九年度特別会計予算總則第十三条の規定に基づき、平成九年五月二十七日から同年十一月七日までの間において決定された七百五十一億九千八百一十一万二千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税等譲与金に必要な経費の増額、食糧管理特別会計調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の連携調整及び推進に必要な経費の増額等七特別会計の十件である。

の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、雇用保険の求職者給付及び雇用継続給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、矯正収容費の不足を補うために必要な経費、衆議院議員の補欠選挙に必要な経費等七件である。

平成十一年四月十二日
決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年度特別会計予算總則第十三条に基
づく経費増額總調書(その2)(承諾を求める
の件)(第百四十二回国会、内閣提出)
に関する報告書

二 本件の議決理由

本件は、平成九年度特別会計予算總則第十三条の規定に基づき、平成九年五月二十七日から同年十一月七日までの間において決定された七百五十一億九千八百一十一万二千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税等譲与金に必要な経費の増額、食糧管理特別会計調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の連携調整及び推進に必要な経費の増額等七特別会計の十件である。

平成十一年四月十二日

決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年度一般会計予備費使用總調書及び
各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求
めるの件)(第百四十二回国会、内閣提出)
に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基
づき、平成九年度一般会計予備費の予算額千五
百億円のうち、平成十年二月十七日から同年三
月二十四日までの間において決定された二百八
億九千五百四十九万二千円の使用につき、国会

百四十二回国会、内閣提出に関する報告
書

一 本件の趣旨

本件は、平成九年度特別会計予算總則第十三条の規定に基づき、平成十年三月二十日に決定された百二十二億九千九百三十九万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額等三特別会計の三件である。

二 本件の議決理由

本件は、平成九年度特別会計予算總則第十三条の規定に基づき、平成十年三月二十日に決定された百二十二億九千九百三十九万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額等三特別会計の三件である。

平成十一年四月十二日

決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れ
に関する調書(承諾を求めるの件)に関する
報告書

一 本件の趣旨

本件は、決算調整資金に関する法律第九条第
二項の規定に基づき、国会の事後承諾を求める
ため提出されたもので、平成九年度一般会計の
歳入歳出の決算上不足を生じることとなった
額、一兆六千六百七十四億三千二百四十四万五千八百六十六円を同法第七条第一項の規定により補
てんするため、平成十年七月十七日、これに相
当する額を同資金から一般会計の歳入に組み入
れたものである。

なお、組入額の内訳は、組入れの際の決算調
整資金に属する現金がなかったため、同法附則
第二条第一項の規定により国債整理基金から決
算調整資金に繰り入れた現金、一兆六千六百七十

四億三千三百二十四万五千八百六十六円である。

二 本件の議決理由

本件の組入れは、妥当と認め、承諾を与える
べきものと議決した次第である。

平成十一年四月十二日

決算行政監視委員長 原田昇左右
衆議院議長 伊藤宗一郎殿